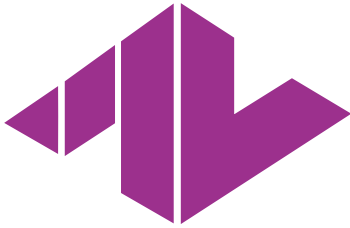


都留

市議会だより



第165号 平成24年11月1日発行

都留市議会

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

〒402-8501 ☎(43)1111

URL : <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail : gikai@city.tsuru.lg.jp



都留市乗合タクシー出発式テープカット

目次

18	17	15	14	13	11	9	8	6	5	3	3	2							
編集後記	各会議における議員の 欠席日数状況報告	人事案件	議会日誌	都留市議会行政視察研修	市市民アンケート調査の 集計結果	市議会に関する	市民アンケート調査の 集計結果	9月定例会各委員会 の審査内容と結果	議員提出意見書	9月 小林 義孝 議員	杉山 肇 議員	清水 絹代 議員	藤本 明久 議員	谷垣 喜一 議員	国田 正己 議員	一般質問要旨	9月定例会	市長所信主要項目	議案議決結果

9月定例会会期日程

9月7日 本会議（開会）

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎提出議案の市長説明
並びに所信表明

◎議案審議

◎議案及び請願の
委員会付託

9月13日 本会議

◎一般質問

9月18日 総務常任委員会
社会常任委員会

9月19日 経済建設
常任委員会

9月20日 決算特別委員会

9月21日 決算特別委員会

9月24日 決算特別委員会

9月28日 本会議

◎委員長報告

◎議案審議（閉会）

市長所信主要項目

- ◆「市民栄誉賞」の創設と山本美香さんの功績に対する顕彰
- ◆生活交通システムの確立【新たな市内循環バスと予約型乗合タクシーの運行開始】
- ◆再編後の桂高校跡地利活用策【看護師養成系の高等教育機関を「市において開設」するか「誘致により開設」するか最終判断と併せ、具体的取り組みを盛り込んだ「基本方針」を9月末までに策定】
- ◆放射線対策【検査機器及び検査体制の整備と周知】
- ◆社会教育施設活用方法研究事業【文部科学省から委託事業として採択を受けた「新しいスタイルの博物館を活用した住民主体の持続的な地域文化継承モデル」事業の実施】
- ◆積極的な情報公開の検討及び改善

※ 詳細につきましては、後日、市役所またはホームページにて閲覧できます。

9月定例会議案議決結果

区分	議員名	議決結果	藤江喜美子	藤本明久	鈴木孝昌	谷内茂浩	清水絹代	杉山肇	谷垣喜一	杉本光男	武藤朝雄	国田正己	藤江厚夫	小俣義之	小俣武	小林歳男	上杉実	小林義孝	
			議案等名																
市長提出	承第2号 専決処分の承認を求める件（都留市ひとり親家庭医療費助成に関する条例中改正の件）	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第38号 都留市防災会議条例及び都留市災害対策本部条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第39号 都留市税条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第41号 都留市営住宅条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第42号 公立大学法人都留文科大学定款中変更の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第43号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約中変更の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第44号 契約締結の件（川茂橋上部工架設工事）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第45号 公立大学法人都留文科大学に対する財産の出資の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第46号 市道の路線の認定の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

区分	議案等名	議員名	議決結果	藤江喜美子	藤本明久	鈴木孝昌	谷内茂浩	清水絹代	杉山肇	谷垣喜一	杉本光男	武藤朝雄	国田正己	藤江厚夫	小俣義之	小俣武	小林歳男	上杉実	小林義孝
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長提出	議第 47 号 平成 24 年度都留市一般会計補正予算(第 2 号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 48 号 平成 24 年度都留市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	認第 1 号 平成 23 年度都留市各会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	認第 2 号 平成 23 年度都留市水道事業会計決算認定の件	認定	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	認第 3 号 平成 23 年度都留市病院事業会計決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員提出	請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議員提出意見書案第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議員提出意見書案第 2 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○は賛成 ×は反対 退は退席 ※議長(水岸富美男)は採決に加わりません。

一般質問要旨

- ▽国田正己議員
- ▽谷垣喜一議員
- ▽藤本明久議員
- ▽清水絹代議員
- ▽杉山肇議員
- ▽小林義孝議員

国田正己議員

- ▽リニア実験線の試験運転再開に向けて
- ▽いじめ自殺問題について
- ▽県道高畑谷村停車場線の大幡地内の歩道拡幅について

リニア実験線の試験運転再開に向けて

再問に向けて

問

リニア中央新幹線は、平成九年四月から先行区間十八・四kmでの走行実験が開始され、平成二十年五月から平成二十五年度末まで、JR東海により四十二・八kmの延伸工事が行われているところである。二〇二五年を目標に首都圏から中京圏までの営業運転を開始するという発表がされ実用化に向け大きく前進しているところである。平成二十五年度末からの実験線の

答

JR東海によると、現在、延伸工事を進めており、走行試験は中断しているが、二〇一四年から、東京名古屋間が開通する二〇二七年までの間は、十二両の大編成による営業線に近い形での走行試験を行うとともに、有料での試乗体験も開始する計画とのことである。走行試験が再開されれば、大幅な来訪者の増加が見込まれることか

ら、山梨県においては、走行試験が再開するのに合わせ、二〇一四年春をめどに県立リニア見学センターの整備を計画し、新館を建設するとともに、旧館についてもリニューアルすることとしており、現在、本市としての関わり方や活用策について県との協議を進めているところである。今後、庁内に「リニア見学センター活用推進班」を設置し、地域産業の振興を図る上で、最大の効果を引き出せるような新たな施設の整備や、リニア見学センターの来訪者を多くの本地域に密着した魅力的な観光資源へ誘導するため、具体的な方策等を検討しているところである。この機会をとらえ、集客と交流から波及する多彩な地域産業の振興を推進していきたい。

いじめ自殺問題について

問 大津市の中二男子生徒自殺問題は、全国的に子どもがいじめ問題に大きな衝撃を与えたところであるが、この問題は全国どこにでもありと言われている。この事件は、学校や教師、校長、教育委員会、あるいは警察などの

対応の悪さがあつたのではないかと思う。個人の問題よりもシステムの問題であり、この隠蔽体質が一番問題ではないのか。本市では、このような問題にどのような指導体制で臨んでいるのか、あるいはどのようなシステムがあるのか伺う。

答

いじめ問題は、問題解決を優先するがあまりに「まずは学校だけで解決を図ろうとしている」こと、また「個人情報の制限下で保護者等への情報の公表・公開に困難が生じている」などのことから、保守保身的な対応を図っているように受け止められる一面があり、誤解を生じさせているのではないかと思われる。教育委員会としては、各学校に対して、情報の共有化と経緯経過・対策等の報告を徹底していく。子どもたちをいじめやそれを背景とする自殺から守るには、まず、未然に防止するための教育指導の徹底、そして学校及び家庭内において、子どもたちの状況をきめ細かく観察し、その動静を把握し、兆候をキャッチし迅速に対応することである。そのため、現在、学校現場においては、日常から「人権教育」に取り組んでいると

ともに、複数回のアンケート調査の実施や、担任教員だけでなく全ての教職員が子どもたちと触れ合う時間を極力確保すること等に変化・兆候の早期発見に努めている。また、養護教諭、図書館事務職員や学生アシスタントティーチャー(SAT)の活用による積極的な相談窓口の確保にも努めるなど、全校体制で対応しているところである。いじめの兆候などを把握した場合はの対応であるが、①担任教員だけに任せるのではなく緊急職員会議や生徒指導部会などを通じて全教職員がその問題を共有し、情報交換ときめ細かい観察を継続する。②当事者への徹底指導による早期解消に努め、教育委員会(教育研修センター)への報告と相談を怠らない。などの対応を行うこととしている。さらに、家庭教育の在り方にも大きな関わりがあるとされており、学校から家庭(保護者)に対して可能な範囲で家庭教育の在り方の指導などを行っている。特に、困難なケースについては、出来るだけ多くの外部機関に関わっていただくことで、透明性の確保、早期解決に結びつく有効な対策が図られるよう努めている

る。今後も、教育委員会、学校だけではなく、家庭や地域などが一体となり「いじめのない、明るく楽しい学校づくり」に取り組んでいきたい。

県道高畑谷村停車場線の大幅地内の歩道拡幅について

問 大幡地内の県道及び歩道の整備については、平成二十三年三月議会においても要望し、市長答弁では、宝小学校の児童の通学路となつているため歩道の設置は必要なものとして認識しており、毎年、義務教育振興都留市民運動実行委員会からの要請を受け、山梨県に対し要望を行つているところであるが、用地の確保が難航し、計画が中断され現在に至つており、今後は、宝バイパス全線開通を最優先に取り組むことが県の方針となつていことから、その後に着手することであるか。

答 県道高畑谷村停車場線に全線開通を、最優先に取り組むことが山梨県の方針となつているが、大幡地内の歩道整備については、毎年の義務教育振興都留市民運動実行委員会からの要望や、上大幡自治会や宝小学校PTAなどからの要望、また、県と市で毎年行っている意見交換会である県事業連絡協議会においても、県に対し早急に歩道の設置に取りかかるよう要望してきた。さらに、京都府などで通学中の児童が巻き込まれる交通事故が相次いだことを受け、八月十四・十五日には、教育委員会・小学校関係者・大月警察署都留分庁舎・都留市交通安全連合会・県や市の道路管理者などの参加のもとに、市内通学路の合同点検を実施し、この中においても高畑谷村停車場線の歩道整備の対応が協議されたところである。これらを受け、県では、県道路肩部の改修工事に併せ、歩道と車道とを視覚的



に判断しやすくするグリーンベルトを設置したところであり、現在は道路の拡幅と歩道設置に向けた現地測量及び概略設計を実施中とのことである。本市としては、児童の通

学の安全を確保するため、歩道の設置は緊急を要するものと考えており、一日も早い事業実施に向け、引き続き県に対し強く要望していきたい。

谷垣 喜一 議員

- ▼地域主権一括法に伴う条例制定の取り組みについて
- ▼住民サービスのワンストップ化について
- ▼相談室の設置について

地域主権一括法に伴う

条例制定の取り組み

LCUSA

問 地方自治体が独自性を発揮し、自主性を強化するために成立した地域主権一括法が本年四月本格施行された。「義務付け・枠付けの見直し」に関する第1次・第2次一括法の施行期日は平成二十四年四月一日、ただし、経過規定により平成二十五年三月三十一日までの間、各地方自治体が条例制度を施行するまでは従前の国の基準が有効とされる。市民の要望を的確に捉え、どう条例に反映していくか本年は大事な年となる。権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを国からの単な

る押し付けと捉えるのではなく、積極的な改革に取り組み市民が安心して生活できるようにすることを望むところである。市長の今後の取り組みについて所見を伺う。

答 本市では昨年八月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革（地域主権改革）」に関する取組方針を定め、関係課が中心となり、これまで国が定めていた基準の根拠、当該基準の目的などの情報を収集するとともに、本市の状況を踏まえて、条例に定める基準の方向性を検討し、その結果、関連する二条例の制定と七条例の一部改正を行うとともに、十四項目にわたる県からの権限移譲に向けた体制を整えた。また、第1次一括法及び第2次一括法

においては、平成二十四年四月一日まで経過措置が設けられている事項もあり、これらについては、本年度中に条例で基準を設定することになるため、本年四月に「平成二十四年度における取組方針」を定め条例案提出に向け取り組みを進めている。地域主権一括法に示された基準の設定にあたっては、その類型を「参酌すべき基準」、「従うべき基準」及び「標準」の三分け、「従うべき基準」及び「標準」については国の基準と同じ内容を定めるが、「参酌すべき基準」については市独自の基準を設定することが可能となっている。これまでの取組みで、本市独自の基準を定めたものとしては、「公営住宅の入居者基準の条例への委任」が挙げられる。公営住宅の入居資格のうち同居親族要件が廃止され、国の基準では単身者の入居が可能となったが、本市では市営住宅の整備状況等を勘案し、引き続き高齢者等を除く単身者の入居について制限していくものとし、条例改正は行わず同要件を維持することとした。なお、「公営住宅に入居すべき低額所得者の収入基準」を条例で定めることになってい

るが、これについては、現行の国の基準と合わせることで検討している。本市の実情や住民ニーズの確実な把握に努め、これらを反映した適切な基準等を盛り込んだ条例制定を行っていきたい。

民サービスの向上のため、こうした対応にマニュアルやフローチャートづくりとともに、総合窓口やフロアマネージャー等ワンストップで一緒に対応できる職員の配置を是非お願いするが、市長の所見と今後の取り組みについて伺う。



住民サービスの

ワンストップ化について

問 七月に自治会内で発生した火災については、消防本部、禾生分団、近隣住民のいち早い消火活動のもと類焼を逃れたが、不幸にも火災に

あわれた方が、火災後しなればならない手続きは数多くあり、一人で手続きをするのは相当な負担となっている。また、市役所を訪れる市民の方々は、一人ひとり状況が違い、まして、行政の各担当課の仕事内容について把握して訪れる方ばかりではない。市

答

火災に遭われた方が、鎮火後行わなければならぬ手続きのマニュアル化やフローチャートの策定については、市役所だけでも相当な数となるので、その対応がスムーズに行えるよう早急に整備していく。現在の市役所庁舎は、市民生活に直接関わりが深い、水資源活用課は庁舎北別館に、自治会関係や防災を担当する行政管理課法制安全室は庁舎地階にあるなど、一カ所に集中しておらず、市民の皆様にご不便をおかけしているところである。そのため、庁舎案内板の設置や「住まいるブックつる」を作成するなど、利用しやすい市役所づくりを努めているところである。本年度は、市役所庁舎の耐震化に併せて、庁舎の改修や（仮称）第二庁舎の実設計を行っており、この中で、市民サービスの向上につながる各課のレイアウトの変

更やりリニューアル工事を位置づけていきたいと考えている。なお、複数の行政サービスを一つの窓口で対応できる総合窓口の設置やフロアマネージャー等配置してワンストップで対応できる体制を整えている比較的大きな自治体も見受けられるが、本市のようなコンパクトな自治体では、その必要性や緊急性の検証が困難であるとともに、職員の増員も大変難しい状況となっているので、当面は「職員接

遇ハンドブック」を活用した接遇研修の充実等により、職員の資質の向上に努め、職員一人ひとりが全ての市民に奉仕する都留市役所の職員であるとの自覚を持って、市民への接遇を行い市民サービスの向上に努めていく。

相談の窓口

問 先日、市役所本庁舎耐震

化工事及び（仮称）第二庁舎建設の図面が議会に提出されたが、今回のコンセプト及び特徴などについて伺う。また、平成十六年三月にも一般質問したが、市民のプライバシーを守るため、しっかりとした相談室の設置を望む。

さらに、職員の命を守る大切さも以前お願いしたが、どう改善されるのか、市長の所見と今後の取り組みについて伺う。

答 市役所庁舎について、来年度、利用者や職員が命

の危機にさらされることの無いよう、庁舎の耐震補強工事を実施していく。また、工事に併せて、庁舎のユニバーサルデザイン化を促進するとともに、相談室の設置等、市民サービスの向上につながる改修や庁舎のエコ化、また、水道庁舎について、一体的に整備を行うこととし、本年度、庁内の専門班において検討を行い、（仮称）第二庁舎を増築する基本計画がまとめられたところである。（仮称）第二庁舎は、本庁舎と同様に地階から三階までの四階建てで、各階の面積は約二百四十㎡としている。一階のフロアは、水資源活用課の執務スペースとして利用するとともに、庁内ワンストップに準じた対応への改善を行い、利用者の利便性の向上を図ってきたい。また、ユニバーサルデザインの観点から、エレベーターを設置し、高齢者や体の不自由な方の安全性や利便性の向上を図り、赤ちゃん連

れの方のためには、女子トイレ内におむつ替えのスペースを用意することなどを予定している。市に相談に来られた方のプライバシーを守る相談室の設置については、（仮称）第二庁舎の二階のフロアの

藤本 明久 議員

- ▼長期計画における禾生地域の計画について
- ▼介護保険制度について

長期計画における禾生地域の計画について

問 ①リニア有料走行実験の

対応は、本市をリニアの里としてさらにPRする絶好の機会であり、全国各地から大勢の観光客が訪れるものと期待されるが、リニア見学センターへのアクセス道路は、国道百三十九号大原橋東詰からしか方法がなく、また、中央道都留・大月両インターチェンジのほぼ中間に位置することから、渋滞等による影響も懸念されるところであり、道路網整備が喫緊の課題である。第5次長期総合計画を達成するための実施計画には、市道整備事業に都留二中古川渡線が計画されており、

一画に設置するよう検討していく。



これが実施され、中央道側道と接続することにより、車両の分散化やアクセス等、今後の禾生地域の発展に欠くことのできない絶対必要な道路になりうると考える。今後の取り組みとリニア見学センターの活用の取り組み等について当局の考えを伺う。②禾生地域のまちづくりには、県東部の商業の中心となるエリア整備という壮大なテーマが掲げられているが、特に重要視されるのが井倉土地区画整理事業であると思われ、国道百三十九号都留バイパスと県道バイパスの沿線に計画されており、立地条件を考えると将来的には商業施設としての土地利用が見込まれるのではないかと、商業施設などの設置により、地域の活性化へ向け

た区画整理事業がもたらす効果に期待しているが、本事業のこれまでの経過と、今後の計画をどのように推進していくか考えを伺う。

答 第5次長期総合計画後期基本計画では、禾生地域

においては、地域資源を最大限に活かしながら、観光・農業・商業・工業の振興を図るエリアとして位置づけ、その実現に向け、リニアをテーマにした観光の振興を図るための施設整備の検討や、国道百三十九号都留バイパス沿線の土地利用を促進するための区画整理事業の導入などに取り組んでいるところである。リニア見学センター周辺の道路網整備については、今年三月に、リニア中央新幹線富士北麓・東部建設促進協議会として、「リニア中央新幹線見学センター改修に係る要望」を山梨県へ提出したが、その要望の一つとして都留・大月両インターチェンジ等からのアクセス道路の充実を上げており、地域資源を有効に活用するための安全性、快適性、利便性に十分配慮した交通ネットワークの整備を要望している。また、要望の中には、見学センター内における県内観光資源の紹介コーナーの設

置なども取り上げている。市道都留二中古川渡線の整備については、都市計画道路四日市場古川渡線の一部完成により、それにつながる古川渡地内八王子神社先の交差点から側道古川渡大原線禾生橋付近までの道路整備の概略設計を行い、平成二十三年六月に計画の内容について地元説明会を開催したところ、一部の地権者から他のルートに変更すべきとの意見が出され、また、その後実施した各地権者への計画概要説明においては、数名の建物移転を伴う地権者等から計画に対して同意できない旨の回答があった。また、この道路から延長し、古川渡交差点へ接続する道路の整備について、平成二十四年度に引き続き平成二十五年度の県施策及び予算に関する提案・要望事項に、県事業として取り上げるよう市長会を通じて提出することとしている。この道路と市道都留二中古川渡線とが接続できれば、交通ネットワークが飛躍的に向上し、地域間の連携強化が図られるものと考えており、本年度、道路の予備設計を本市において実施し、この成果を元に、県に対し具体的な要望を行っていききたい。今後、

市道都留二中古川渡線のルートの再検証や地権者の同意の可能性、事業の緊急性や投資効果、国からの交付金事業としての採択の可否など総合的な検討を加え、道路網の整備を進めていきたい。②井倉土地区画整理事業は、平成十四年度の地権者に対する意向調査に始まり、事業啓発活動、事業予定区域の現況測量などの測量・調査業務等が実施され、その後、地権者が主体となる組合施行による事業計画案が策定され、この計画に対して地権者の九〇パーセント以上の同意が得られたことから、昨年九月に土地区画整理法による井倉第二土地区画整理組合が設立認可されたところである。組合の事業計画では、事業費確保のための保留地処分については、商業施設を誘致する計画で交渉が進められてきたが、企業側が現時点での大規模な保留地の買い取りはリスクが大きいためとして難色を示し、事業の進捗が停滞しているが、本事業は、長期総合計画における地域別計画の理念に沿っていることや産業基盤の整備、雇用の拡大等といった本市の重点施策の推進にも貢献が期待できることから、組合の事業計画に対

して、本市として積極的に関与し、十二月末までに事業計画の認可が得られるよう支援していききたい。なお、今後の計画としては、事業が認可された後、街区確定測量や詳細設計を行い、事業成功の重要なポイントになる仮換地指定作業を進めていくこととなっている。



介護保険制度について

問 介護保険料は三年に一度改定されるが、本市において

は本年度から保険料が約一八%引き上げられた。所得税を納付し常時仕事についている現役世代と未就労の高齢者の比率は、全国平均で三対一以下となっており、これから団塊世代が高齢者のピークになる時は、この比率がさらに上がり、これを支える現役世代の負担が大変になることは間違いない。負担の増え続けるであろう介護保険制度について本市はどのように維持していくのか見解を伺う。



答 「第5期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」については、平成二十四年度から平成二十六年

度までの三年間の各種施策の内容と、サービスの提供量、提供体制を具体的に積算・計画し、市民と共に推進していくことを目的として策定されている。超高齢化社会へ移行していくなか、本市においても、平成二十三年末の高齢化率は二五・一%に達し、要介護認定者数は千二百四人に増加すると推計している。そうした推計の下で、安定した介護給付を実現するために、介護保険料の基準月額を、第4期に対し第5期は一七・八%の引き上げを行った。これについては、年々増加することが想定される介護サービスマン量をもとより、介護職員の処遇改善のため、サービス単価を一・二%引き上げる費用等も含まれており、第5期の三年間にかかる総給付費の見込みは、第4期と比べ一三%の増加となっている。一方、保険料の負担軽減策として、介護給付費準備基金、財政安定化

基金の取り崩しを行い負担軽減に努めるとともに、市独自の介護サービスマンの負担軽減策として、非課税世帯への減免制度等を実施し、安心して介護サービスが利用できるよう配慮したところである。また、予防重視の施策展開を図り、全ての高齢者が個人の尊厳を保ちながら、住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせるよう努めていきたい。現在、国においては、確かな未来像が描ききれないとは思われないが、「社会保障と税の一体改革」が進められており、今後とも介護保険制度改革を始め、様々な社会保障制度改革が継続的に行われることが予想されており、その方向を注視するなか、安定的で継続可能な介護制度の運営に取り組んでいく。



清水 絹代 議員

▼軽度・中等度難聴児補聴器購入補助事業について

▼「市民プール」および

「サン・スポーツランド都留プール」について

▼少人数学級実施と市費負担教員について

軽度・中等度難聴児補聴器購入補助事業について

問 軽度・中等度の難聴児に補聴器装用の必要性が指摘されている。しかし、現時点での国からの補聴器購入助成対象基準は、身体障害者福祉法の基準による身体障害者手帳の交付に該当する七十デシベル以上の高度・重度難聴児のみに適用され、保護者負担は一部となっており、七十デシベル以下の軽度・中等度の難聴児は対象外となる。このため、標準的価格が一台あたり、およそ八〜十五万円程の高額な補聴器の購入費は、保護者の全額負担となり、経済的理由で購入を断念したり、片耳のみの装用になっているケースも少なくない状況である。近年、この状況を踏まえて、全国的に自治体による軽度・中等度難聴児補聴器購入

補助事業実施への動きが多くなってきている。「教育首都つる」を標榜している本市としては、子どもの教育・将来に大きく影響を及ぼす事業であり、早急に実施すべきと考えるが、市長の考えを伺う。なお、市内在住の十八歳未満の軽度・中等度難聴児の人数の把握について伺う。

答 現在、軽度・中等度難聴児に対しては、身体障害者手帳の交付対象とならないことから、補聴器の購入に当たっては、全額自己負担となっている。一般に、聴力レベルが四〇デシベルを超える「普通の会話でしばしば不自由を感じる」という程度になり、補聴器が必要になると言われている。こうした児童にとつて、時期を逸することなく適切な補聴器を利用することは、幼少期においては、言語やコミュニケーション能力の習得に、学齢期においては、教育の場での学習機

会の確保に重要なものと認識している。また、経済的負担となることから、購入の時期を逸してしまうこともあると聞いている。こうしたことから、本市としても助成制度の創設を、今後県へ要望するとともに、市としての対応も調査・研究していきたい。なお、市内の十八歳未満の軽度・中等度難聴児の人数については、新生児視聴覚検査は、希望する保護者がそれぞれ分娩医療機関で実施している為、二歳児までの幼児については、人数の把握は困難であるが、その他の児童については、三歳児健診や就学時健康診断、また小学校・中学校で実施する健康診断の結果から、該当児童は五名で、うち補聴器の使用児は一名と伺っている。



「市民プール」および「サン・スポーツランド都留プール」について

問 市民プールは、平均水温二十二℃から二十三℃で加熱されず、水温の冷たさへ

の不満が一番多く指摘されてきている。また、市民プールの存在を知らない市民もいる。さらに、施設管理、監視員の管理体制等についての疑問の声も聞かれ、利用者数は非常に少ない状況である。一方、サン・スポーツランド都留プールの水温管理はポイラーを利用しており、水温二十五℃以下は遊泳不相当とし加熱している。また、子供用コーナーが設置され、監視員は専門職員委託、さらに、ボランティアによる水泳教室が開設期間全日実施されており、利用者数も市民プールよりはるかに多い状況である。今後、両施設は時間とともに老朽化が進み、メンテナンス費用の負担が税金にかかってくることは必然であり、水泳施設を二カ所持つことは経費の無駄と考えられる。そのため、管理・指導体制が整った大月都留両市の経費負担によるサン・スポーツランド都留プールを今後整備し、市民プールは都留文科大学の教育施設として移管することを検討すべきと考えるが、考えを伺う。

答 都留市民プールは、社会体育館と併せて設置され、小

学生を対象にした水泳教室等を実施し、市民に利用されるとともに、都留文科大学の体育授業や教員免許の取得を目指す学生の水泳実習、水泳同好会などの部活動の場として利用されてきた。しかし、水を加熱する装置が設置されていないため、七月中旬から八月中旬にかけての期間に限定されていることや、温水プール施設を持つ民間のスイミングスクールなどが市内へオープンし状況を呈していること等もあり、市民プールの利用者は減少傾向にある。管理については、NPO法人都留市体育協会に事故発生時の対応及び緊急連絡、プール開設時の事前点検及び鍵の開閉業務などを委託している。また、監視員については、救急救命に関する研修等を受講した都留文科大学水泳同好会の部員などを雇用し対応しているところである。管理運営費については、平成二十三年度は、アルバイト職員の賃金、水質検査費など八十八万円ほどになっているが、今後、施設の老朽化に伴う修繕やろ過機、給排水装置等の修繕など多くのメンテナンス費用が見込まれるところである。一方、サ

ールは、大月都留広域事務組合が運営していた一般廃棄物処理施設の周辺環境整備事業の一つとして設置され、多くの市民に利用されてきた。

このプールは、現在も大月都留広域事務組合により管理運営されている。市民プールの代替施設としての位置づけについては、市民プールは、少ないとはいえ市民の利用が継続しており、本市が独自に設置するプールを廃止することへの抵抗や大学が自らの経費でプールを運営するためのコンセンサスの形成、さらに設置時の目的を変更した形での使用に関する大月市並びに地元との交渉等、様々な課題があり、大変困難は予想されることが、将来を展望した両施設の運営のあり方についての検討を始めていきたい。

少人数数学級実施と 市費負担教員について

問 新聞報道によると、「文部科学省が『小中全学年で三十五人以下学級』の実現に向けて五カ年計画を発表した」とあった。現状では、国が小学校一・二年のみ実施し、山梨県独自の県負担で三・四年の少人数学級を実施

しており、その他の学年については、県内の多くの市町村が自治体費用負担により実施してきている。しかし、本市は、未だに市担教員による少人数学級の実施がない。学校教育の理念の原点を考えたとき、市担教員による少人数学級によるゆとりあるきめ細かな教育の実現が、なぜ今日までされなかったか大きな疑問である。その理由について伺う。なお、文部科学省が全学年実施するまでの今後五カ年については、自治体の責任においての少人数学級・市担教員の実施がなければ、さらに、教育現場への負担が続くことになるが、今後の対応について伺う。

答 現在、山梨県内の小中学校においては、国に先駆け少人数学級編成が導入され、小学校一学年及び二学年で三十人学級、同じく三学年及び四学年で三十五人学級、さらに、中学校一学年で三十五人学級の少人数学級指導が実施されており、その他の学年においては本来の四十人学級の編成となっている。市担教員の導入がされていない理由としては、既に少人数教育施策が展開されていること、また、近年増加傾向にある問

題を抱える子どもたちの支援に、平成二十三年度七人、平成二十四年度十三人の市担による教員補助員を配置し、学級担任の負担軽減を図り、教育環境の整備に努めてきたことによるものである。今後は、これらの成果を見極めていくとともに、引き続き、県に対して、未だ実施されていない他の学年で少人数学級編成が導入されるよう強く要望していきたい。一方、本年四月に小学校六学年、中学校三学年を対象に実施された全国学力・学習状況調査を、市内の全ての小・中学校が抽出又は希望により実施したところである。公表された調査結果によると、山梨県の平均正答率は、全国で小学校が三十七位、中学校が二十二位となっており、本市は、全国や県と比較して、中学校において、県をやや下回るものの全国とほぼ同程度で、小学校においては全ての教科で、全国及び県を下回る結果となり、学力の定着及び向上に対する緊急な対策が必要であると考えている。これを受けて、現在、教育委員会においては、「都留市学力定着・向上対策検討班」を設置し、調査結果を詳細に分析し、原因の究明

や将来目標の設定、またそれを具現化するための対策を研究しているところである。今後、検討班の研究の中で、他市教育委員会の取り組み状況等も調査し、学力の定着及び向上に少人数学級指導が真の有効策となるか等についても分析していきたい。本市教育委員会では、既に学校設置者と、モデル校を選定し市担教員の配置による少人数学級

指導の実践について協議を行っており、今後、検討班から提案される具現策を参酌するとともに、教員定数改善計画に係る国及び県の動向を反映し、適切な時期に市担教員の導入について結論付けたいと考えている。



杉山 肇 議員

- ▼ 行政と市民との関係について
- ▼ 情報公開条例について
- ▼ 将来の小中学校のあり方について

行政と市民との関係 について

問 少子高齢化が、この先私たちの社会に、あるいは生活にどのような影響を与えているのか、少なくとも社会的なリーダーたるべき人たちは、その内在する深刻な問題に対して危機感を持ち真剣に考えなければならぬ。本市のような小規模自治体にとってその影響はさらに顕著になるはずである。大きな影響が現れる前に地方自治体のあるべき

姿をしつかり構築していかなければならぬと考える。現在、本市において市政運営の根幹となるものは全て市民との協働がそのベースとなるものである。現状と将来の状況を考えれば、国と地方の財政的問題をとつても行政が担う役割は自ずと限界がある。したがって、進むべきは「小さな行政」にならざるを得なく、現在進めている市民との協働の理念はその方向の中にあると理解している。平成十三年に東桂まちづくり推進会が発足し、平成十五年に

は、都留市市民活動推進条例が制定され、現在では全ての地域で協働のまちづくり推進会が活動している。本市として現状のまちづくり推進会は目指すところの姿なのか、また、行政と地域、あるいは市民との関係は将来を見据えたときに健全な関係に向かっている」と認識しているのか伺う。

答 人口減少社会の到来に伴い、今後、あらゆる分野において、これまでの社会システムの見直しが必要となる。現在、本市では、第5次長期総合計画を羅針盤に諸施策を積極的に推進しているところである。本計画に掲げる「スマートシティ（賢い都市）都留」は、様々な課題が山積する中であっても、環境保全や健全な行財政を堅持した賢い成長「スマートグロース」を通じ、「個性輝く創造社会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」を具現化したまちであり、特に、「互恵・共生社会」の実現には、地域コミュニティの再生が前提となるため、地域協働のまちづくりの取り組みは必要不可欠なものと考えている。そのため、本市では、市民の参加と参画を促すシステムの構築に

努めてきた。「地域協働のまちづくり」については、平成十三年度、東桂地区をモデル地区として、地域協働のまちづくり推進会が立ち上がり、以後、市内七地区に推進会が設立され、各地域がそれぞれ特色あふれる活動を展開している。さらに、「都留市自治基本条例」を施行し、地域協働のまちづくり推進会を地域コミュニティの重要な担い手であると位置づけ、自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するため必要な支援を行う方向を示したところである。今後、地域づくりは行政だけが行うものではなく、全ての市民、団体組織が「自分達のまちは自分達で決定して創る」という当事者意識を持って、責任と役割を自覚し、協働して、地域の独自性と自律性が確保されたまちづくりを実践していくことが求められており、そうした意識が徐々にではあるが、市民の中に芽生えてきていると実感しており、そのことが、これまでの取り組みの成果の一つだと考えている。



問

行政と市民との対等な関係における協働社会は、

いかに情報を共有できるかにあり、言い換えれば、全ての情報の共有ができて、初めて市民との対等な立場での協働が成り立つことになる。今回、市長説明で情報公開について触れているが、最下位のランキングを上げるために改善するという次元の話ではなく、その本質は住民にとっていかに必要な情報が提供されるかである。しかし、市長説明による情報公開の基本的な考えは、その本質から大きくかけ離れている。現状の情報公開条例も行政側が主体であり、住民からの開示請求が原則のものに過ぎない。積極的に住民に情報を提供し、協働してともに問題を解決していく、その姿勢こそ信頼される行政になり得るものであり、将来的に自立した住民自治の確立に繋がるものである。したがって、住民にとって必要な情報提供がされるシステムは確立は将来に向けての大きな課題であり、その根幹である。そこで、現状の情報公開

制度の全面的な見直しと、行政の情報提供のあり方、内容を常にチェックする第三者による常設の情報公開審議会の設置が必要であると考えるが、考えを伺う。

答

先般、公表された全国市民オンブズマン連絡会議

による全国の自治体の二〇一一年度情報公開度ランキングによると、「首長交際費の相手先情報」、「議会議事録及び議会の視聴方法」、「教育委員会会議録」、「情報公開条例」についての公開度を点数化した調査において、山梨県は、平均点が全国で最下位、また県内十三市の中では、本市が最下位との結果となっていた。本市では、これを受け「首長交際費の相手先情報」及び「教育委員会会議録」について、公開の項目や条件を拡大していくこととし、早急に改善を図るとともに、調査対象とされた項目以外にも、公開すべき内容や事項につき、再度、各部署において、市民目線の立場からの見直しを実施する中で、継続的に検討していきたい。これまでの本市独自の行政情報の発信としては、平成二十年度から「都留市自治体経営白書」を

市の考え方はもちろん、市の現状や実態、問題点を包み隠さず明らかにし、情報の共有化に努めているところである。市民と市がそれぞれの責任と役割を果たす中で、パートナーシップによる市民協働型のまちづくりを推進するためには、行政情報の共有が必要不可欠である。また、市や市民が、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に補完し、協力していく中で、地域が抱えている様々な課題の解決を図り、目指すべき地域社会のあり方を達成していくことが、本市の自治基本条例に謳う、まちづくりの本質的な取り組みでもある。今後は、行政の説明責任を果たすという観点からも、行政情報を発信し共有化の充実に努めていきたい。情報公開審議会の設置については、現在、「山梨県東部広域連合情報公開及び個人情報保護審査会」において、情報公開制度に関する重要事項についても、実施機関の諮問に同じ調査審議することとなっているので、現状の情報公開条例及び制度の効率的かつ合理的な運用と併せて、具体的な案件があれば対応していきたい。

あり方について

問 少子化そして人口減社会を迎え全国的に学校の統廃合が進んでいる。しかし、本市における特に小学校は、単に教育施設というだけに止まらず、その地域の拠点としての重要な意味を持っているため、安易な統廃合は地域のコミュニティの崩壊に繋がることになる。本市として中長期的な小中学校の統廃合をどのように考えているのか、突然の情報開示は高校再編問題でも明らかのように地域の混乱を招くことになる。そのため、本市としての認識をしっかりと市民と共有することが重要なことであり、しっかりとした将来ビジョンを示すべきであると考えるが、考えを伺う。

答 は、「小中学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と定められている。本市において、この標準学級数基準に達している学校は、小学校が三校、中学校が一校

となっており、残り五小学校・二中学校については、小規模校ながら存続している状況にある。中でも、二つの小学校について、急激な少子化の影響を受け、数年後には、複式学級（山梨県基準による）への移行、または複式学級には至らないものの一学級当たりの児童数が極端に少ない学級が発生することが予測されている。現在、学校教育は「知育」・「体育」・「徳育」が三本の柱であり、「知育」・「徳育」については少人数学級でも支障は無いものの、「体育」などは適正規模の人数の中で切磋琢磨することにより大きな学習効果が上がるとされている。しかし、小規模校には小規模校の良さがあり、先の小規模二小学校においても「地域コミュニティ」形成の中核的施設としての役割を学校が果たしている。その観点からすれば、小規模校ならではの地域密着度が高い特性を活かし、新しい学校の管理運営方式である「コミュニティ・スクール（地域とともにある学校づくり）」を取り入れることが出来る可能性も高いものと考えられる。このように、学校は教育機関であると同時に、地域コミュニティの中核

を担う施設であり、数字では測り知れない貢献が地域の学校にあり、それを認識することが、大切であると考えている。そのため、教育委員会としては、学校関係者だけでなく、地域住民との十分な意見交換を行い互いに理解を得る中で、中長期的な本市の小中学校の配置について検討をしていく必要があると考えている。

小林 義孝 議員

- ▼市長の所信表明について
- ▼東日本大震災被災地支援について
- ▼看護系高等教育機関設置について

市長の所信表明について

問

所信表明で市長は「野田政権は、消費税率の引き上げについて、関連する低所得者対策などの課題が残っておりますが、その解決を図るとともに、我が国経済にとつて当面の最大の課題でありますデフレ脱却や経済活性化に向けて、七月三十一日に閣議決定された「日本再生戦略」の確実な実行を始め、あらゆる政策手段を動員するなか、ポピュリズムに陥ることなく、強いリーダーシップと粘り強い国民への理解を求める努力を持って、全力で取り組みられることを切に願うものであります。」と述べた

が、先の国会で消費税増税法案の成立を強行した野田政権に対する全面的な賛意と受け取れる。今国会を取り巻く情勢は、国の命運を左右する大きな政治課題があり、それは、消費税増税、米軍新輸送機オスプレイの沖縄配備と国内の飛行訓練、TPP加盟問題、そして原発依存からの脱却である。消費税増税については、国民の大きな反発にあり、国会でも衆議院では野田政権に対し不信任案が提出され、参議院では問責決議感が可決された。オスプレイの配備では、九日、宜野湾市で超党派の反対集会が十万人規模で開かれ、沖縄県内四十一の全市町村議会が反対の意見書を上げ「オール沖縄」といった状態になっている。また、

く、地域住民との十分な意見交換を行い互いに理解を得る中で、中長期的な本市の小中学校の配置について検討をしていく必要があると考えている。

TPP反対でも「オール北海道」になっている。原発については、再稼働に固執する野田政権に国民の大きな怒りが向けられており、大飯原発を再稼働させなくても電力が足りたことが八月が終わって確認された。「決められない政治」は国民世論の抵抗の強さの表れにほかならず、それをあえて無視して決めようとする立場は、アメリカいいなり、財界中心の政治を貫こうとするもので、その古い政治を断ち切ることが求められているのではないか。そうでなければ今後も日本の政治は混乱から抜け出すことはできないと確信するが、あらためて市長の認識を問う。

答

去る九月七日開会された定例会の所信の中で、野田政権に対し、国民の目線に立った立法機関として、本来の責任と役割を果たされることを強く望むと言及した。広く国の立法に関する機能を有している国会が党利党略を優先し、選挙優先の政局運営を行っていることは、「決められない政治」に逆行している状況であるとともに、国民生活の向上のためのより良い社会実現に向けた法環境の整備を怠っていることであり、

去る九月七日開会された定例会の所信の中で、野田政権に対し、国民の目線に立った立法機関として、本来の責任と役割を果たされることを強く望むと言及した。広く国の立法に関する機能を有している国会が党利党略を優先し、選挙優先の政局運営を行っていることは、「決められない政治」に逆行している状況であるとともに、国民生活の向上のためのより良い社会実現に向けた法環境の整備を怠っていることであり、

国民が国会議員へ託した切実なる思いを踏みにじるものであると思っている。平成二十三年五月、「国と地方の協議の場に関する法律」が施行され、今回の国と地方の協議の場では、「社会保障・税一体改革」、「予算概算要求」、「地方財政対策」等について協議が行われており、運用の段階で市民のマイナスになつてしまうことの無いよう、的確な市政の運営に努めていきたい。なお、野田首相は、「決められる政治」を実践することを標榜しており、そのことに期待感を示したものであり、オスプレイの配備、TPPへの参加、原発の再稼働等、個別具体的な政策についての賛意を示したものでない。

東日本大震災 被災地支援について

問 NHK総合テレビが「NHKスペシャル追跡！復興予算19兆円」という番組を放映し、復興予算が国の省庁の分捕り合戦でとんでもない使い方をされている実態が明らかになった。また、別な新聞記事やテレビ報道に接して、あらためて国民の監視と

支援の継続の重要性を感じた。できるだけ多くの人に被災地に足を運んでいただき、市政に対しては一層支援活動を強めてほしいと思う。市のホームページには、東日本大震災被災者への支援体制が図入りで載っているが、今求められるのは一層の能動的な支援ではないか。過日、新聞で被災自治体の職員の不足と職員派遣について報じられたが、被災地は依然としてボランティアや支援物資を求めている。こうした声に応え、本市が支援行動の先頭に立つよう具体化を求める。

答 本市としては、これまで消防職員や市職員の派遣、義援金や物資の提供、また、市内への避難者に対し生活用品一式を整備した住宅の提供を行う等、様々な支援を行ってきたところではあるが、被災自治体では、依然として、支援物資やボランティアの必要性が叫ばれている。自治体の既存事業と被災地支援の両立は、日本中の自治体が検討していかなければならない中長期的な課題である。今後とも、本格化する国の復興に関する施策を注視しつつ、被災地のニーズに合った被災地支援ができるよう、全

国市長会及び県等との情報共有と連携を図るなか、引き続き、効果的で効率的な被災地への支援に努めていきたい。

看護系高等教育機関 設置について

問 六月議会に続く質問であるが、都留大から学部・学科増設を断られたもとで市の見通しを問う。有識者会議が提出した検討結果報告書の段階では市が単独で設置することは想定していなかったが、市長の所信表明にあるように、大学から断られると「市において開設」するか「誘致により開設」するかと舵を切り、条件整備のために用途地域の見直しにかかる費用の補正を提案した。これは市単独でも看護大学をつくるという市長の決意の表れとみるが、その上で質問する。①市の財政負担について、市の単独開設となる場合、人的費用や施設設備の初期投資にかかる費用はどのように確保されるのか。②教職員の確保策について、いまだ公表されていない理由とされる看護師不足の問題に関わり、市立病院の現状

について看護師の充足率はど

うなっているのか。また、看護師の待遇が低いという声が絶えないが、改善して働く張り合いを良くする必要があるのではないか。見解を問う。

答 ①今月末までに、再編後の桂高校跡地に看護師養成系の高等教育機関を設置するための基本方針をお示しできるよう、現在、開設に向けた実現可能性調査を実施しているところである。この中で、「誘致による開設」とともに「市において開設する」ケースとして「直接経営方式」や、「公設民営方式」を想定した分析と評価を行っているが、「市において開設する」場合には、今後の地方交付税の行方が不透明であり、その動向によつては過大な財政負担に繋がることが懸念される。また、多額な初期投資費用を負担しなければならぬことなどにより厳しい分析結果となっている。なお、直接経営方式での財政推計では、市が新規に大学を開設した場合、人件費等の固定的な経費が増加するが、地方交付税の算入単価は開設一年目から三年目までは、割増しとなるため、ランニングコストとして、四億一千六百八十万四千元の一般財源の投入が必

要との推計結果となつているが、四年目からは、割増し部分がなくなるため、中長期的にみると財政面では、都留文科大学に設置した場合の方が有利になるとの推計結果となっている。一方、「誘致による開設」の場合は、イニシャルコストにおいても、ランニングコストにおいても、基本的には誘致した法人の負担となるため、市の財政負担という面では、有利な選択となるが、誘致に必ず法人の有無が最重要課題となる。現在、複数の法人に対して訪問等を行い、意向確認を行っているが、誘致に必ず法人の動向をしっかりと見極め、本市にとつて最適となる方針を定めていきたい。②教職員の確保については、看護系大学の設置には、看護師養成という独自性から核となる教員の確保が最優先課題になるとともに、一般教員の確保も大きな課題となっている。「市が開設する」場合には、そのノウハウや看護系大学とのネットワークがないため、確保のためには大きな困難が予想される。今月末には、関係機関等の意見を聞き、最終判断を下し、再編後の桂高校跡地に看護師養成系の高等教育機関を

設置するための基本方針を示していく。③市立病院の看護師の充足状況については、助産師・保健師を含む看護師は六十九名、准看護師が九名、嘱託・賃金職員の助産師・看護師二十五名及び賃金職員の准看護師三名の合計百六名で、常勤換算すると、九十六、二名となり、外来部門並びに病棟部門それぞれ看護基準を超えており充足率は満たされていないが、当院は賃金職員の看護師の占める割合が比較的高いことが、夜間勤務を行う看護師の負担増に繋がっているものと考えている。こうしたことから、正規職員の比率の向上や中途退職者の補充を速やかに行うため、随時看護師の募集を行い、看護師の勤務体制の負担軽減に努めているところである。なお、新任職員の採用時の格付けや中途就職者の格付けなどについては、それぞれの基準に基づき対応しているので待遇が低いとは考えてはいないが、今後とも労働環境の整備や労働条件の改善、医療の安全を確保するための各種研修制度の充実等に努めていきたい。

〔議員提出意見書第一号〕

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を
図るための意見書

昨年、義務標準法が改正され小学校一年生の基礎定数化が図られたものの、今年度、小学校二年生については加配措置に留まっている。義務標準法改正条文の附則には、小学校の二年生から中学校三年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記された。今後、三十五人以下学級の着実な実行が重要である。

日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約六割が「小中高校の望ましい学級規模」として、二十六人から三十人を挙げている。このように、保護者も三十人以下学級を望んでいることは明らかである。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。また、暴力行為や不登校、いじめ等、生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えている。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されている。

本県でも、「個性を生かし、生きる力をはぐくむ『やまなし』人づくり」を県政教育の基本に据え、はぐくみプランの拡大など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開している。子どもたちが全国どこに任んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDPに占める教育機関への公財政支出の割合は、OECD加盟国(三十一カ国)の中で日本は最下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は二分の一から三分の一に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。こうした観点から、政府においては、是非とも、以下の事項を実施するよう要望する。

記

- 一、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため三十人以下学級とすること。
- 一、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を二分の一に還元すること。
- 一、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年九月二十八日

都留市議会議長 水岸 富美男

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、
総務大臣

〔議員提出意見書第二号〕

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する
仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、わが国のみならず地球規模の重要な喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は京都議定書において、第一約束期間である平成二十年から平成二十四年までの間に、温室効果ガスを六%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち三・八%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成二十四年十月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成二十四年度税制改正大綱」において、「平成二十五年実地実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

記

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年九月二十八日

都留市議会議長 水岸 富美男

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、
農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、
参議院議長

9月定例会各委員会の審査内容と結果

【総務常任委員会】

委員長 藤本 明久

本委員会は、付託された議第38号、議第39号、議第42号、議第45号及び議第47号の一部について、9月18日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・防災会議への女性、消防職員OB等の登用について・LED防犯灯の耐用年数、ランニングコスト及び補助金交付による防犯灯のLED化の計画等について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。



【社会常任委員会】

委員長 上杉 実

本委員会は、付託された、議第40号、議第43号、議第47号の一部、議第48号及び請願第2号について、9月18日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・社会教育施設活用方法研究事業について・地域自殺対策緊急強化事業について・不活化ポリオワクチンの接種対象者について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと、意見の一致を見た次第であります。また、請願第2号については、採択すべきものと決しました。



【経済建設常任委員会】

委員長 藤江 喜美子

本委員会は、付託された、議第41号、議第46号及び議第47号の一部について、9月19日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・市営住宅条例改正による入居基準等について・地域農業マスタープラン及び青年就農給付事業について、その他質疑が行われました。

審査の結果は、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。



【決算特別委員会】

委員長 小林 歳男

本委員会は、付託された、認第1号、認第2号及び認第3号について、9月20日、21日、24日の3日間にわたり委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・小水力発電の、庁内の使用電力に占める割合等について・国民年金保険料の納入状況と滞納者への対応について・生活保護に係る費用と受給者の平均年齢等について・県道宝バイパスの供用開始に伴う周辺の農業振興地域の扱いについて・下水道の加入状況及び今後の展開について・「やまなし」心づくり研究指定校事業について・水道料金の改定と今後の計画について・水道施設の耐震化及び石綿管対策の現状と今後の改修計画について・病院利用者の満足度向上のための改善について・医療機器の整備内容と今後の計画について、その他、多くの質疑が行われました。

審査の結果、委員会の審査過程においての意見、要望、指摘を、今後の予算編成及び予算執行等に反映されるよう望み、付託された決算については、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。



市議会に関する市民アンケート調査の集計結果

このたび、市民の皆様にわかりやすく開かれた議会づくりに向けて、市民の皆様への議会に対するご意見やご提言を伺い、今後の議会改革のための資料として活用するとともに、市民の皆様のご意見を議会運営に反映することを目的に、『市議会に関する市民アンケート調査』を実施させていただきました。

この調査は、市内の各自治会及び高等学校にご協力を依頼し、自治会 2,094 部及び高等学校 200 部を配布してお願いしたところ、1,886 人（82.2%）の方々からご回答をいただきました。本調査の結果について集計いたしましたのでご報告させていただきます。

なお、詳細については、各自治会を通して回覧いたしますのでご一読ください。

お忙しいところ、本アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきました皆様に、改めてお礼申し上げます。

〈市民アンケート調査集計結果〉

設問 1. あなたの性別と年齢を教えてください。

男	56.9%
女	38.8%
不明 / 未記入	4.3%
60代	23.1%
50代	20.9%
40代	18.0%
70代以上	17.7%
20歳未満	8.5%
30代	7.4%
20代	2.9%
不明 / 未記入	1.5%

設問 2. あなたのお住まいについて教えてください。

谷村地区	29.1%
禾生地区	23.3%
東桂地区	18.2%
開地地区	8.7%
宝地区	8.4%
盛里地区	6.4%
三吉地区	5.8%
不明 / 未記入	0.1%

設問 3. あなたは市議会に関心はありますか。

少しはある	51.4%
ない	24.6%
ある	23.3%
不明 / 未記入	0.7%

設問 4. 議会に特別委員会を設置し、それぞれの問題に取り組んでいることを知っていますか。

少しは知っている	50.3%
知っている	29.1%
知らない	20.2%
不明 / 未記入	0.3%

設問 5. 大月都留広域事務組合、東部広域連合、後期高齢者広域連合の各議会への議員の選出、各議会への出席を知っていますか。

知らない	56.3%
少しは知っている	27.6%
知っている	15.4%
不明 / 未記入	0.8%

設問 6. 議会だよりを読んでいますか。

関心のある記事だけ	61.3%
ほとんど読まない	15.8%
全て読む	11.8%
全く読まない	11.0%
不明 / 未記入	0.2%

設問 7. 市議会のホームページを見たことがありますか。

見たことはない	71.1%
見る環境にない	14.3%
見たことがある	14.0%
不明 / 未記入	0.6%

設問 8. 市議会を見たことがありますか。

C A T V で見た	51.5%
見た事がない	45.1%
議場で傍聴した	2.9%
不明 / 未記入	0.6%

設問 9. 現在の市議会をどのように評価しますか。

ある程度評価する	47.9%
あまり評価しない	40.3%
まったく評価しない	7.9%
大いに評価する	1.9%
不明 / 未記入	2.0%

設問 10. 市民の声が市議会に反映されていると思いますか。

やや思う	50.7%
思わない	45.1%
思う	3.0%
不明 / 未記入	1.2%

設問 11. 市議会は、市民の生活に密着していると感じていますか。

感じない	47.9%
多少感じている	46.6%
感じている	4.5%
不明 / 未記入	1.0%

設問 12. 自分が選んだ議員は、より良い市政運営に積極的に努力していると思いますか。

ある程度思う	54.2%
思わない	25.7%
思う	17.9%
不明 / 未記入	2.2%

設問 13. 市議会の改革は必要だと思いますか。

必要である	82.9%
必要ない	15.5%
不明 / 未記入	1.6%

設問 14. 問 13 で「必要である」と回答された方に伺います。改革に取り組む課題は何だと思いますか。
(複数回答可)

議員数、報酬などの検討	35.6%
市民の声が反映できる懇談会や意向調査	23.4%
議会の審査機能の向上	16.3%
議会中継放送、録画放送の充実	9.9%
休日や、夜間など市民の傍聴しやすい議会	7.7%
市議会ホームページ、議会だよりの充実など情報公開	6.2%
その他	0.8%
不明 / 未記入	0.2%

都留市議会行政視察研修

都留市議会では、8月1日(水)から3日(金)にかけて、他の自治体の取り組み等について調査研究するため行政視察研修を実施しました。

【研修先及び内容】

◆深川市役所

「地域資源を活用した特産品開発について」

業種を超えて広く市民の参画を得て設立された「ふかがわ地域資源活用会議」が中心となり、各種特産品の開発及び普及事業を展開した経緯と、新たな地域資源の掘り起こしとその活用に関する事業の様々な取り組み。



◆名寄市役所

「市街地再開発事業について」

空洞化が進む旧風連町の中心市街地の再生のため、公民連携により国の再開発事業を活用し、商業・業務・公共公益・医療・福祉・住居等の複合機能を併せ持った地域を形成整備し、まちが賑わいを取り戻し、活性化された取り組み。



選挙管理委員会委員

及び同補充員の選挙

九月二十八日の本会議において、任期満了に伴い、都留市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙が行われ、次の方々が当選しました。

選挙管理委員会委員

○桂町 天野正夫

○中 央 三枝理悌

○四日市場 中村 平

○朝日馬場 清水裕明

選挙管理委員会補充員

○田 野 倉 中村令吉

○田 原 酒井利光

○平 栗 小池佑二

○桂 町 前田佳文

請願や陳情は、

早めに準備

請願や陳情を提出する際は

次のことにご注意ください。

○ 請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要です。陳情書の場合は不要です。

○ 請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。(連署名も同じ)

○ 内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のもの、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けてお出してください。

○ 提出日は、特に定めてありませんので、いつでも差し支えありませんが、定例会(三月、六月、九月、十二月) 招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

次回の定例会は、
十二月に開会予定です。
お問い合わせは、
議会事務局まで

電話 四三一一一一
内線(三〇〇・三〇一)

議会日誌

七月

5日(木) 第1回文化祭実行委員会
都留市交通対策推進協議会総会
第44回都留市体育祭り開会式
水道運営委員会
11日(水) 山梨県高速道路整備促進期成同盟会
7日(土) 岩手県久慈市議会総務常任委員会行政
12日(木) 議会だより編集委員会
13日(金) 都留市職員組合第59回定期大会
17日(火) 大月都留広域事務組合臨時全員協議会
増田誠特別展オープニング・セレモニー
佐野夢加・ロンドンオリンピックピック壮行会
山梨県東部広域連合議会7月定例会
19日(木) 新潟県上越市議会厚生常任委員会行政
23日(月) 議会だより編集委員会
山梨県東部広域連合議会
広域行政調査研究会・
大鶴榮生園調査研究会合同研修会
山梨県東部広域連合議会7月定例会
24日(火) 議会改革特別委員会
25日(水) 議会改革特別委員会
三重県いなべ市議会産業建設常任委員会
31日(火) 大月都留広域事務組合7月定例会

6日(月) リニア中央新幹線富士北麓・東部建設
促進協議会総会
7日(火) 山口県岩国市議会総務常任委員会行政
8日(水) 議会改革特別委員会
9日(木) 国民健康保険運営協議会
10日(金) 山梨県市議会議長会
17日(金) 第8回都留市ジャパングラスキー大会開会式
20日(月) 議会改革特別委員会
26日(日) 第80回都留市町別野球大会閉会式
28日(火) 公立大学法人都留文科大学との意見交換会

九月

4日(火) 議会運営委員会
5日(水) 議会改革特別委員会
7日(金) 9月定例会(開会)
13日(木) 9月定例会(一般質問)
18日(火) 総務常任委員会
19日(水) 社会常任委員会
20日(木) 経済建設常任委員会
21日(金) 金婚式・ダイヤモンド婚式合同祝賀会
24日(月) 決算特別委員会
28日(金) 決算特別委員会
30日(日) 第15回都留いきいきフェスティバル

八月

1日(水) 都留市議会行政視察研修
5日(日) 第80回都留市町別野球大会開会式

28日(金) 議会運営委員会
30日(日) 9月定例会(閉会)

二〇二二開会式典

各会議における議員の欠席日数状況報告

【平成24年7月1日～平成24年9月30日】

議員名	小林 義孝	上杉 実	小林 歳男	小俣 武	小俣 義之	藤江 厚夫	国田 正己	武藤 朝雄	杉本 光男	谷垣 喜一	杉山 肇	水岸 富美男	清水 綱代	谷内 茂浩	鈴木 孝昌	藤本 明久	藤江 喜美子
本会議	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
常任委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別委員会	-	-	1	-	-	2	-	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-

編集後記

議会だよりについて、市民の皆様には議会活動をわかりやすく、また、興味を持っていただけるよう編集に取り組んでおります。

9月に開会された決算特別委員会にもテレビ中継が入り、活発な意見が出されました。

また、都留市議会では「開かれた議会」を目指し、議会基本条例の制定にあたり約二千名の市民に「市議会に関する市民アンケート調査」をお願いし、その集計結果も掲載させていただきました。

今後も、議会情報を発信する議会だよりをより一層充実させていくために、皆様からのご意見、ご感想をお気軽にお寄せください。
(編集委員会)

議会だより編集委員会

委員長 谷内 茂浩
委員 上杉 実
委員 水岸 富美男
委員 鈴木 孝昌
委員 藤本 明久
委員 藤江 喜美子

人事案件

九月二十八日の本会議で、人権擁護委員の推薦について意見を求める件の議案が上程され、満場一致で同意されました。

人権擁護委員

○小形山 小俣 みち子
○上谷 宮澤 靖



この議会だよりは、環境保護のため、再生紙、大豆油インクを使用しています。